

日本乳腺甲状腺超音波医学会甲状腺超音波ガイド下穿刺診断専門医制度規則

第1章 総則

第1条 [目的]

この制度は、一般社団法人日本乳腺甲状腺超音波医学会（以下「本会」という）が甲状腺の超音波ガイド下穿刺診断にあたる高度かつ専門的な知識と診療技能を有し、指導的立場になり得る医師を専門医として認定し、甲状腺超音波医学並びに医療の向上を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的とする。

第2条 [名称]

第1条において認定する専門医は、本会認定甲状腺超音波ガイド下穿刺診断専門医（以下「専門医」という）と称す。

第2章 甲状腺超音波ガイド下穿刺専門資格認定委員会

第3条 [運営機関]

第1条の目的を達成するために本会に本会甲状腺超音波ガイド下穿刺専門資格認定委員会（以下「専門資格認定委員会」という）を置く。本委員会の細則は別に定める。

第3章 専門医の申請資格

第4条 [申請資格]

専門医の認定を申請する者（以下「専門医認定申請者」とする）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- ① 日本国の医師免許証を有すること。
- ② 連続3年以上本会会員であること。
- ③ 甲状腺穿刺吸引細胞診あるいは生検検査に3年以上従事していること。
- ④ 甲状腺超音波検査と超音波ガイド下穿刺に関する十分な業績のあるもの（日本乳腺甲状腺超音波医学会甲状腺超音波ガイド下穿刺診断専門医制度施行細則（以下「施行細則」とする）第6条）。
- ⑤ 本会の指定する講習会等において、甲状腺超音波ガイド下穿刺に関する研修を受講していること（施行細則第6条）。

第4章 専門医の認定

第5条 [申請方法]

- 1 専門医認定申請者は施行細則第6条に定める申請書類の正本1通および副本1通を専門資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する（施行細則第4条）。
- 2 受験資格を認められた者はその翌年から引き続き2年間の申請に限り、専門医認定申請書以外の書類の提出を省略することができる。

第6条 [書類審査]

- 1 専門資格認定委員会が毎年1回申請書類により申請者の専門医としての適否を審査する。
- 2 書類審査は日本乳腺甲状腺超音波医学会甲状腺超音波ガイド下穿刺診断専門資格認定委員会細則第7条に従って行う。
- 3 書類審査に合格した者が試験受験資格を有する。

第7条 [専門医認定試験の実施]

専門資格認定委員会は、毎年1回、専門医認定試験を実施する（施行細則第3条）。

第8条 [認定]

理事長は、本会が実施する専門医認定試験に合格し、本委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て専門医と認定する。

第9条 [専門医認定証の交付]

- 1 理事長は認定者に対して、専門医認定証を交付する。
- 2 認定証の交付を受けるものは、別に定める認定料を支払わねばならない（施行細則第4条）。
- 3 専門医認定証の有効期限は、交付の日から5年とする。

第5章 専門医資格更新

第10条 [更新資格]

- 1 専門医は、専門医認定証の有効期限を迎えた時は、資格の更新を行うことができる。
- 2 更新には、次の各号に定めるすべての要件をみたさねばならない。
 - ① 日本国の医師免許証を有すること。
 - ② 本会専門医であること。
 - ③ 専門医取得後、継続して本会会員であること。
 - ④ 別に定める研修および研究業績を有すること（施行細則第8条）。

第11条 [更新方法]

専門医更新申請者は、施行細則第7条に定める申請書類の正本1通および副本1通を専門資格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。（施行細則第4条）

第12条 [審査]

専門資格認定委員会が毎年1回、申請書類により申請者の専門医資格更新の適否を審査、判定する。

第6章 専門医資格の喪失と再申請

第13条 [専門医資格喪失]

次に掲げる各号に該当する者は、専門資格認定委員会ならびに理事会の議を経て、専門医の資格を喪失する。

- ② 本人の辞退
- ② 会員の資格の喪失
- ③ 申請書の嘘偽
- ④ 専門医の非更新
- ⑤ 専門医として不適当と判断した者

第14条 [復活・再申請]

- 1 別に定める復活・再申請に関する申請書類を専門資格認定委員会に提出し認められた者は、専門医資格が復活する。
- 2 第13条第3号（申請書の嘘偽）によって取り消された者は、原則として5年間再申請できない。

第7章 指導医

第15条 [指導医の役割]

- 1 最新知識の習得と技術向上に務め、所属施設における指導責任者としての役割を担う。
- 2 本資格あるいは甲状腺超音波ガイド下穿刺コーディネーターの取得を目指す者の指導と評価を行う。

第16条 [指導医の申請]

指導医申請および更新は、原則専門医更新時に同時に受け付ける。

第17条 [指導医の認定]

- 1 1回以上更新した専門医であること
- 2 指導医申請には、専門医更新に必要な業績以外に研究業績において甲状腺穿刺を含んだ筆頭論文1編あるいは本会または本会が定める関連学会での筆頭発表1回（施行細則第7条を参考）を必要とする。細則第7条を満たし、筆頭論文であれば、専門医更新申請に用いた研究業績と重複できる。
- 3 理事長は指導医認定証を交付し、本認定は専門医資格を有する限り継続可能である。

第18条 [指導医の更新]

専門医資格の更新に加え、甲状腺診療に関する論文1編あるいは本会または本会が定める関連学会での発表1回（施行細則第7条を参考、いずれも共著可）を必要とする。

第8章 補則

第19条 [細則の設置]

この規則を施行するために必要な細則を別に定める。

第20条 [変更]

この規則の変更は、専門資格認定委員会ならびに理事会の議を経て行うことができ

る.

第21条 [事務局]

本専門医制度に関連した業務は本会運営事務局に委託する.

(附則)

- 1 この規則は、令和2年9月5日から施行する.
- 2 専門医資格認定の経過措置に関する規定は、別に定める.

2025年11月7日 一部改正